

『君主論』 第一〇章

鹿子生, 浩輝
九州女子大学 : 非常勤講師

<https://doi.org/10.15017/1657814>

出版情報 : 政治研究. 62, pp.103-122, 2015-03-31. 九州大学法学部政治研究室
バージョン :
権利関係 :

研究ノート

『君主論』第一〇章

鹿子生 浩輝

はじめに

ニコロ・マキアヴェッリ (Niccolò Machiavelli, 1469

—1527) は、『君主論』をメデイチ家の若者、すなわち、ジュリアーノ・デ・メデイチないしロレンツォ・デ・メデイチ（以後、小ロレンツォと表記）に献呈すべく執筆した。マキアヴェッリは、少なくとも一五二三年二月から一五二五年一月までは、その作品をジュリアーノに献呈しようと考えていたが、ジュリアーノは、一五一六年三月に死去した。そのため、おそらくこの前後にマキアヴェッリは、小ロレンツォに名宛人を変更し、彼への献辞を添えた著作、すなわち、現在われわれが目にする『君主論』を完成させた。この著作は、二六の章からなり、次の三つの部分に大別される。第一は、国家分類論（第一章—第二章）、第二は、君主の振る舞いに関する議論（第二章—第三章）、第三は、イタリア論（第

二四章—第二六章）である。

このうち第一の部分、つまり国家分類論全体を包括的視点から解明する作業は、従来の研究ではほとんど着手されていないと言わざるをえない。ある程度包括的にこの作業に取り組んでいるのは、例えば、Q・スキナーである。彼は、マキアヴェッリが『君主論』第一章から第七章までの議論で特定の類型を際立たせるよう議論を組み立てており、その特定の場所とは、メデイチ家の復帰したフィレンツェであると解釈している⁽¹⁾。この理解は、妥当であるようには見えないが、仮にそれが適切であるにせよ、『君主論』の第八章から第一章までの議論の意味を説明していない。同著の国家分類論は、きわめて複雑な構成であり、その展開は、（スキナーの解釈とは異なる形で）マキアヴェッリが想定している政治的コンテクストの問題と密接に関連しているように見える。

他方、J・G・A・ポコックは、『君主論』を「革新者たちと彼らの運命との関係に関する類型学」と理解している。彼は、フィレンツェのメデイチ家の支配者に酷似した事例が『君主論』第九章で考察されると示しつつも、マキアヴェッリの関心は「もっぱら革新者と運命との関係」にあり、そのため、彼は「フィレンツェの統治に復帰したメデイチ家が直面した諸問題の解明を意図しようとしていたかは正確に

は言えない」と論じている。⁽²⁾ 国家分類論に関するポーコックの説明は、たしかに一定の包括的視点からなされているが、その視点は、マキアヴェツリというよりも解釈者の視点であるように見える。また、ポーコックは、『君主論』が特定の状況へと向けられたものではないと解釈しているが、マキアヴェツリが同著で自論の実用性を訴えている点からすれば、具体的な政治状況に向けた助言を彼が提供していること自体は明らかだと思われる。

マキアヴェツリが『君主論』を執筆する際にどの政治的対象を想定していたかという問題については伝統的な解釈がある。すなわち、彼は、イタリア規模で近代的な国家統一を成し遂げようと考えていたとする解釈である。⁽³⁾ しかし、この解釈は、マキアヴェツリの思想に後世の理解を投影するアナクロニズムに陥っていると言わざるをえない。実際、その解釈は、『君主論』の特に最終章から導出されがちであるが、同著にはイタリアを解放せよという訴えはあるものの、イタリアを近代国家として統一せよという主張は見当たらない。また、国民国家の予見者としてマキアヴェツリを理解しようとするこの解釈は、『君主論』前半の国家分類論の意味を説明していない。この解釈は、マキアヴェツリが『君主論』でもつばらフィレンツェを想定しているという解釈と同様に、安易に一

つの政治的コンテキストを選び出していいのだろうか。マキアヴェツリが想定していた政治的コンテキストは、丹念にテキストを読み解いた上で明らかにされねばならないだろう。

右に示してきた見地から言えば、解明されるべき問題が二つある。一つは、『君主論』の国家分類論がどのような理論的意図から展開されているのかというテキスト内在的な問題である。もう一つは、その議論が当時のどのような政治的状況と関連があるのかというコンテキスト理解の問題である。拙著『征服と自由——マキアヴェツリの政治思想とルネサンス・フィレンツェ』では、これら二つの問題に同時に取り組んだ。⁽⁴⁾ 本論第一節で示すように、『君主論』の国家分類論は、メディチ家が直面した多くの政治的コンテキストを反映している。すなわち、マキアヴェツリは第一章から第七章までで、北中部イタリアの「新君主国」を、第八章と第九章でフィレンツェ共和国、第十一章で教会国家を念頭に置きながら執筆している。国家分類論は、このように読者の実際の政治的必要性に即応するために有意な営為だった。

本論では、拙著で扱えなかった『君主論』第一〇章に着目しよう。同章は、国家分類という理論構成においてどのような位置を占めているのだろうか。また、その理論的営為は、

当時の歴史的状況といかに関わっているのだろうか。これらの問題を解明するため、本論第一節ではまず、第一〇章を除いた国家分類論の展開を示しておこう。それらの議論は、右に示した複数の政治的コンテクストに対応している。第二節では、第一〇章の具体的内容を確認したい。同章では、籠城を不可避とする君主国が扱われており、この国家は、国家分類論の基本的な考察対象たる「新君主国」とは異質な性格を有する。第三節では、第一〇章が議論展開上いかに前後の章と関連しているのかを検討しよう。そこでの考察は、君主の類型化という観点からすれば、他の章の議論と関連が希薄だと言わざるをえない。なぜマキアヴェッリは、このように第一〇章で新君主国とは異なる政治的対象を考察し、かつ、他の多くの章と関連の弱い君主類型を提示したのか。第四節では、その理論的・実践的意味を探ろう。

一 『君主論』の政治的コンテクスト

(一) アペニン以北の諸「新君主国」

まず、拙著『征服と自由——マキアヴェッリの政治思想とルネサンス・フィレンツェ』の議論に即しながら、『君主論』の第一章から第七章までの範囲を検討しよう。マキアヴェッ

リはそこで、分類を特定の対象に絞り込む形で推し進めている。彼はまず第一章で、第七章までの議論の見取り図を予め示している。続いて彼は、この見取り図に従いつつ、第二章で国家を君主国と共和国に二分し、後者を議論の対象から除外している。さらに彼は同章で、君主国を「世襲君主国」と「新君主国」に分類している。世襲の君主は、通常的能力で十分に権力を維持しようという理由から、著作の主たる考察対象となっていない。

逆に新君主国は、『君主論』第三章の議論によれば、支配がきわめて困難であり、この困難は、「新君主」がその征服において武力で臣民に危害を加えている点から生じる。⁽⁵⁾この人物は、権力を篡奪しており、少なくとも当面のところは、その国家を統治する資格も権利も彼には与えられていない。マキアヴェッリの助言は、このように支配の正当性が欠如した特殊状況に向けられている。この君主は、臣民からの自発的服従を期待できないどころか、同章で論じられているように、臣民による積極的抵抗に遭遇するだろう(マキアヴェッリは、新君主国の性格をいっそう明確化するため、第三章から第五章で新君主国をさらに分類している)。

とはいえ、『君主論』第六章で指摘されているように、もし征服者に十分な武力ないし力量(ヴィルトウ)がある場合、

支配権を維持することは容易である。だとすれば、この新君主に助言を提供する必要はないだろう。これと対照的な新君主は、第七章で類型化されている君主であり、この人物は、自らの武力を持たず、他人の好意で君位に就いている。このように幸運（フォルトゥナ）に依存した新君主は、マキアヴェツリの考えでは、武力ないし力量を具備していないため、多大な困難に直面することになろう。この類型の新君主は、政治的難局を克服するための対策を講じなければならぬ。このように『君主論』の主要な考察対象は、支配の正当性が欠如した新君主国であり、かつ、自らの武力ではなく幸運で権力を獲得した新君主である（第二章から第四章までは、この見地から軍事力の早急な形成が提言されている）。

マキアヴェツリが議論をこのように特定の対象に絞り込んだことは、メディチ家の若者が直面する（あるいはすでに直面していた）現実的課題に即応している。同家は、一五二二年にフィレンツェに復帰し、翌年に同家の長ジョヴァンニ・デ・メディチが教皇レオ一〇世に選出された。彼の弟ジュリアーノは、フィレンツェとは異なるどこかの国家を獲得することになると予想された。このように教皇が親族に政治的地位を提供する行為、つまりネポティズムは、教皇政治の伝統である。マキアヴェツリは、一五一三年一月一〇日の書簡

から明らかなように、『君主論』と考えられる著作をジュリアーノに献呈しようとしていた。⁽⁶⁾この若者は、教皇の好意ないし幸運で権力を獲得した君主と呼ばれるだろう。

新君主の模範とされる君主は、チェーザレ・ボルジアである。この人物は、教皇アレクサンデル六世の子であり、ロマーニャ地方の諸国を次々と征服した。また、『君主論』第七章の議論から明白なように、マキアヴェツリの洞察では、ボルジニアは、それらの支配権の維持にかなりの程度で成功していた。一五一五年一月三日の書簡からは、マキアヴェツリの次の三つの認識が確認できる。第一に、ジュリアーノは、パルマ、モデナ、レッジョ、ピアチェンツァの支配者になるだろう。第二に、メディチ家のこの若者は、そこでは「新君主」であり、支配権の維持は容易ではない。第三に、ジュリアーノは、ボルジアと同様の立場にあるため、彼の行為を模倣すべきである。⁽⁷⁾これらの認識から判断すれば、『君主論』第三章から第七章までの議論は、統治経験のないジュリアーノがアペニン山脈以北（ロマーニャないしロンバルディア地方）の諸都市で直面する政治的課題と合致する（さらに、第三章から第五章までの議論を考慮すれば、北イタリアの教皇領における複数の国家が彼の視野に入っていたと考えられる）。

なお、『君主論』第一章は、「教会君主国」を扱っている。

同章によれば、教会国家の支配権は、獲得こそ困難であるが、維持は容易である。その君主たる教皇は、自らの地位を伝統的な選出制度に基づいて獲得しており、彼の支配には正当性がある。また、教会国家には神学的な権威が見出されるであろう。第一章で想定されている読者は、教皇レオ一〇世であり、実際、章の末尾では彼に対する具体的メッセージがある。このように『君主論』には、教皇庁と北中部イタリアの新しい国家という広義の教会勢力をめぐる議論がある。

(二) フィレンツェ共和国

では、一部の研究のように、マキアヴェッリが『君主論』の考察対象からフィレンツェを除外していると解釈すべきであろうか。たしかにジュリアーノは一五二三年末の時点では、フィレンツェを統治する役割を担っていなかったため、マキアヴェッリが彼にその統治に関する助言を提供しようとしたとは考えにくい。実際、右に示した一五一五年一月三日の書簡で彼は、フィレンツェの統治者としてのジュリアーノに一切言及していない。ところが、ジュリアーノは、先述のように、一五一六年三月に死去した。結果的にマキアヴェッリは、教皇レオ一〇世の甥の小ロレンツォに名宛人を変更し、『君主論』を完成させた⁽⁹⁾。フィレンツェ共和国に関する考察

は、すでにそこを統治していた小ロレンツォにとっては十分に実用的であろう。

ただし、小ロレンツォにとって、アペニン山脈以北の諸国は、きわめて重要な関心の的であり続けた。彼は、他の有力市民と共同でフィレンツェ政治を担っていたが、他方でジュリアーノの新君主国を受け継いでいた。しかも、彼は、教皇レオ一〇世の死後に自らの政治的立場が不安定となることを見越し、より多くの国家を教皇の存命中に獲得しようとして企図していた。母アルフォンシーナも、小ロレンツォがたんにフィレンツェ市民という「同僚」とともに統治することに満足しなかった。彼女は、息子が「臣民」を従える支配者となり、ボルジアのように多くの諸国を獲得できるよう、教皇に要請した⁽¹⁰⁾。その結果の一つは、一五一六年におけるウルビーノ獲得である。本論では『君主論』は、これ以前にすでに完成していたと推測している。だが、ウルビーノの獲得後にも小ロレンツォや教皇がさらに別の国家を獲得しようと画策したことは看過すべきではないだろう。

マキアヴェッリは、北イタリアの諸国の獲得や維持という小ロレンツォの意向に沿う議論を提示するとともに、フィレンツェを適切に統治するための助言を彼に提供しようとしていたと判断してよいだろう。小ロレンツォ自身は、フィレン

ツエ統治の問題よりも新しい諸國の獲得や維持が優先されるべき課題だと考えていたようである。だが、フランチェスコ・グイッチアルデーニやロドヴィコ・アラマンニなどのフィレンツェ市民は、彼に祖国の統治を軽視しないよう警告している。⁽¹¹⁾ 小ロレンツォ政権が一五一年に重大な危機に陥つた理由の一つは、彼がフィレンツェを長期にわたって不在にしていたことにある。⁽¹²⁾ しかも彼は、メディチ家がコジモや大ロレンツォの時代に共和国統治の要諦と考えていた行動様式、すなわち、他の有力市民たちとの協調関係を構築するという行動様式を疎んじていた。そのため、教皇レオー一世らがフィレンツェ統治のために小ロレンツォに助言したのは、有力市民との協調関係の必要性であった。⁽¹³⁾ メディチ家復帰後のフィレンツェは、仮に君主国と呼ばれうるにせよ、当時の他の一般的な君主国とは異なっており、共和国の性格が濃厚であったと言えよう。

このようにマキアヴェツリには、フィレンツェ統治に直接的に関連する考察を『君主論』の一部で提示する現実的意味があった。実際、彼は、まず第八章で「極悪非道な手段で支配権を獲得した」君主を概念化し、第九章でこの君主と対照的な「市民的君主」を導き出している。すなわち、市民的君主は、暴力ではなく、他の市民の支持の後押しで権力を獲得

した人物である。この君主類型は、フィレンツェに復帰したメディチ家のあり方と符合する。第九章で読者に提供される助言は、二つある。第一は、君主が貴族ではなく、民衆を自らの権力の基盤としなければならないという助言である。この助言は、貴族と民衆の階級対立というフィレンツェ共和国の現実的問題と不可分と言つてよい。

第二の助言は、市民的君主が「市民的体制」から「絶対的体制」へと進んではならないという箴言である。絶対的な権力とは、マキアヴェツリ自身によれば、多くの論者が「専制(tirannide)」と呼んでいるものである。⁽¹⁴⁾ 第九章の議論によれば、君主が絶対的体制へと進む場合、君主は危機に陥らざるをえない。フィレンツェの統治者が「市民政治(civilita, vivere civile)」を維持しなければならないという主張は、メディチ家復帰後のフィレンツェ市民によつても訴えられている。⁽¹⁵⁾ マキアヴェツリの主張は、この都市国家への対処法に限定すれば、同時代の馴染み深い主張と軌を一にしていると言えよう。彼は『君主論』第八章で、市民的君主については共和国に関する著作で広範に論じると述べているため、『テイトゥス・リウウィウスの最初の一〇巻に関する論考』(以後、『リウウィウス論』と表記)へと読者を誘導していると言つてよい。とすれば、マキアヴェツリは、フィレンツェのメディチ家にロー

的な共和国をもたらずよう促していることになる。

二 『君主論』第一〇章

(一) 第一〇章の内容とそこでの状況想定

前節で論じたように、『君主論』の国家分類論で具体的に想定されている政治的対象は、第一〇章を除外すれば、北中部イタリアの「新君主国」、教会国家、フィレンツェ共和国である。このことを踏まえ、次に『君主論』第一〇章の議論を検討しよう。この章は、自前の軍事力が不在である場合、君主はいかに対処すべきであるかという問題の考察に充てられている。この議論は、マキアヴェッリが繰り返し力説する主張、すなわち、自前の軍事力を確保せよという主張の例外であり、そのためか、先行研究でもほとんど注目されることがない。とはいえ、彼が何らかの事柄を明確化する必要を感じたために第一〇章を著作に組み込んだことに疑いはない。

第一〇章のタイトルは、「すべての君主国の力をどのように推し量るべきか」である。章の冒頭によれば、「これら君主国の性質を考究する上で、別のもう一つの考慮が必要である。すなわち、君主は、必要な場合、独力で耐えうる国家を持つか、あるいは、つねに他者の防衛に依存せざるをえない国家

を持つか、である」⁽¹⁵⁾。マキアヴェッリが換言するところでは、前者は、豊富な人的・金銭的資源によって適切な軍隊を備え、野戦をなしうる国家であり、後者は、つねに他者からの防衛上の支援を必要とし、戦場で敵に対峙しえない国家である。前者についてはすでに論じており、また今後論じるだろうという理由からマキアヴェッリは、この章の考察を後者に限定している。その考察の対象とは、軍事力不在ゆえに籠城が不可避な場合である。

この君主に対しマキアヴェッリは、君主が都市の防衛を強化し、備えを充実させるべきだと助言している。また、周辺の領土については気にかけるべきではないという提言もなされている。彼は、ドイツの諸都市の例を挙げた上で、君主が都市を適切に強化し、民衆から憎悪されていない場合には、そもそも外敵から攻撃されることはないし、もし攻撃されたとしても、持ちこたえるだろうと論じている。たしかにマキアヴェッリは、民衆が城外に財産を有する場合には彼らは長期の籠城に耐えられず、君主を見捨てるのではないかという見解を紹介してみせている。しかし、彼はこの見解に対し、君主が臣民に希望を持たせ、敵の残酷性を強調すれば、この局面を乗り越えられると反論している。また、マキアヴェッリによれば、籠城が長期化し、人々の士気が低下するにせよ、

彼らは、すでに損害が甚大であり、財産を失っているため、君主と一体化せざるをえない。同章末尾の議論によれば、民衆は、こうした惨状ゆえに君主が恩義を感じてくれていると思うだろう。「人間の本性は、恩恵を与えても、それを受け取る場合と同様に恩義を感じるのである」⁽¹⁷⁾。このようにマキアヴェツリの強調点は、都市の物理的防衛力の強化を別とすれば、君臣間の結束力の維持ないし形成に置かれている。

この考察は、「新君主（国）」のための議論であろうか。そのようには見えない。『君主論』第三章によれば、そもそも新君主は、権力の篡奪者であり、この人物は、篡奪の際に加害行為によって「つねに」臣民を傷つけざるをえない。それゆえ、新君主は、臣民からの自発的服従を期待できず、むしろ彼らからの積極的抵抗に直面することになる。こうした難局でいかに新君主が権力を維持するのかという問題こそマキアヴェツリが『君主論』で取り組んだ主要な知的課題であった。たしかに新君主国においても、君臣間の結束力は、もし可能であれば、強化されるべきであろうが、そこでは通常、臣民が支配者を積極的に変えようとするのであれば、そうした一体性は、当面は期待できないだろう。ところが、第一章で想定されているのは、被治者が自発的に統治者に抵抗する状況ではない。その君主は、右で見たように、さほど困難

なく臣民と一体化できる。君主に必要とされているヴィルトゥ（政治的資質）も、臣民との関係で言えば、物理的強制力や策略を行使する能力ではない。それは、むしろ民衆から愛されることである。マキアヴェツリは『君主論』第二章で、世襲君主は、臣民に危害を加える動機や必要性がないため、この君主は通常、臣民から愛されると論じていたが、第一章の議論は、この意味で世襲君主国に近い政治状況を想定していると言つてよいだろう。

実際、「新君主」や「新君主国」という言葉は、『君主論』第八章から第十一章までの範囲では登場しない。極悪非道な手段で権力を獲得した場合を扱った第八章では、マキアヴェツリは、暴力は必要上、一挙に用いるべきであり、むやみにそれを繰り返してはならないと強調している。ここに新君主国の特徴を見出しうるが、彼はその章で、長期的には臣民の利益を追求しなければならぬと主張しており、新君主国特有の困難をほぼほとんど論じていない。暴力ではなく市民の支持に基づいて権力を獲得した支配者を考察の対象とした第九章では、先述のように、市民的体制から絶対的体制への移行を読者に戒めている。そもそも市民的君主は、権力獲得時に暴力を用いておらず、それゆえ、マキアヴェツリの議論から推測すれば、支配権維持において暴力を行使する必

要性は低いだらう。第一〇章の議論は、すでに見たように、安定的状況の想定という点で第九章を継続している。第一章の主題は、教会君主国であり、この国家は、『君主論』第九章で論じられているように、そもそも新君主国ではない。

(二) 加筆の可能性

『君主論』第一〇章におけるマキアヴェツリの意図を検討する前に、国家分類論の後半部分、すなわち、第八章から第一章の部分が改めて付加された可能性を指摘しておこう。もし『君主論』の一部が後年に挿入されたという見方を探るならば、同著のいくつかの重要な議論が比較的容易に説明可能となろう。この加筆の理由の一つは、マキアヴェツリが同著執筆の開始時点では想定していなかった新しい政治状況があった点に求められよう。例えば、第九章は、小ロレンツォの政治的境遇を踏まえ、フィレンツェ統治に関する助言を提供するために導入されたと考えられる。第一〇章もまた、加筆部分である可能性を完全には否定できない。⁽¹⁸⁾

『君主論』のすべてが一五一三年末時点までに執筆されていたという解釈に研究者の合意があるわけではない（もとより『君主論』が一五一三年に完成されたとする解釈自身も、小ロレンツォへの献辞を含め、些細な校正があったという点で

は、後年に手が加えられたことを認めている⁽¹⁹⁾。実際、同著の最終章は、一五一三年ではなく、一五一五年以降に追加されたと解釈するいくつかの立場がある⁽²⁰⁾。これらの解釈も、十分な根拠に立脚しているというわけではないが、その可能性は排除できない。また、第九章についても、マキアヴェツリが『君主論』を小ロレンツォに献呈しようと意図した際に付加された部分と見る解釈がある⁽²¹⁾。本論でも同様の解釈を採るが、これは、同著最終章が後年に付加されたという説と同様に、十分に根拠づけられるわけではない。

だが、次の二つの根拠は、狭義には書誌学的なものではないにせよ、重要である。第一に、マキアヴェツリは『君主論』第一章で、第二章以降の国家分類論の見取り図を予示しているが、実のところ、彼は、その縮図では今後の国家分類論のすべてを提示してはいない。すなわち、そこには、支配権の獲得が他者の力ないし幸運に依存した場合の議論、つまり第七章までの範囲しか含まれていない。マキアヴェツリが第一章の執筆時点で第八章から第一章までの議論を構想していたとすれば、なぜ彼は、第八章から第一章までの諸章の内容を第一章の見取り図で示していないのだろうか。

第二の根拠は、国家分類論の前半と後半の議論展開がいくつかの点で屈折していることである⁽²²⁾。第一章から第七章まで

の範囲は、第一章での見取り図に即した形でスムーズに展開していると言えるが、その後の範囲の議論は、けっして明瞭というわけではない。以後本論で示すように、特に第一〇章の議論は、前後の章の議論と十分に整合的というわけではない。マキアヴェッリは、その議論がさほど難解でないにもかかわらず、執筆中に議論が混乱するほどに稚拙な著述家だったのか。彼の議論のこうした屈折は、たんにその叙述能力の欠如から生じているわけではないだろう。彼は、執筆開始の時点では予定のなかつた対象を（第七章までとは重大な齟齬が生じない形で）新たに考察し始めたのではなからうか。

もし『君主論』の議論が第七章から第二章へと直接的に推移したと考えるならば、その議論は、第八章から第一章までの範囲を含んだ場合よりも、はるかに明快に展開されていると言える。すなわち、マキアヴェッリは、第六章で自らのヴィルトゥで君主となった人物に触れた後、第七章では対照的に他者のヴィルトゥに依拠した君主を扱い、自前の軍隊を組織する必要性を訴えていた。その後、『君主論』第二章以降で、傭兵に依存せず自前の軍隊を組織せよという議論が本格的に展開される。このように見るならば、その議論展開は、きわめて自然な流れと言えよう。この想定からすれば、国家分類論全体が第二章以降の助言部分と同じ時期に

執筆されたという解釈も、いっそう説得的となる。しかしながら、われわれが目にする『君主論』には、第八章から第一章までの四つの章がある。

三 国家分類論の構成と第一〇章

(一) 君主の類型化

『君主論』第一〇章は、前後の章とどのような理論的連関があるのだろうか。まず、マキアヴェッリが君主をいかに類型化しているかという観点からその関連を見てみよう。第六章から第九章までの四つの章では、君主は、支配権の獲得において自分のヴィルトゥに依存していたか否かという基準から分類されていた。第六章の君主は、ほとんど全面的に自己のヴィルトゥで権力を獲得しており、逆に第七章の君主は、そうしたヴィルトゥをほとんど持たず、大幅に幸運に依存している。第八章と第九章の君主は、「全面的には」ヴィルトゥにも幸運にも依存しておらず、この二つの君主は、ヴィルトゥの程度において第六章と第七章の君主の間どこかに位置づけられよう。

しかし、第一〇章の君主は、この基準から類型化されているわけではない。たしかに「すべての君主国の力をどのよう

に推し量るべきか」という同章のタイトルからは、「力」(Might)「に關係している」という点で従前の議論に準じているように見える。しかし、権力の獲得が武力(あるいは、武力とは異なる何らかのヴィルトゥ)に基づいていたかという問題は、それが君主の支配のあり方を左右する主要因であるにもかかわらず、この章では触れられていない。また、第一〇章の議論は、すでに指摘したように、新君主国特有の状況を想定しているわけではない。そこでの問題は、君主が支配権を維持する上で防衛が独力で可能か否かという点である。なお、議論の重点は、君主が臣民というより外国勢力との関係で自国をいかに維持するかという問題に置かれている。

第一章の「教会君主国」論との関連から第一〇章を検討しよう。第一章は、いささか唐突に「今や教会君主国を考察することのみが残されている」という陳述で始まっている。とはいえ、この章にもまた、支配権の獲得をめぐる議論がある。それによれば、すでに示したように、教会国家の支配権は、獲得こそ困難であるが、維持は容易である(支配権の維持の容易さという点のみから言えば、教会国家の君主は、第六章の類型の君主に近い)。このように権力獲得という見地からは、第一章の教会君主は、第八章と第九章の場合と同様に、分類上並立的に位置づけられうる。ところが、先行する

第一〇章ではマキアヴェッリは、支配権の獲得時点でのヴィルトゥの有無について沈黙しているため、第一〇章は、この分類上の視点からは例外的であるように見える。

マキアヴェッリは第一〇章冒頭で、「これら君主国の性質を考究する上で、別のもう一つの考慮が必要である」と述べている。このように彼は、新しい考察を従前の議論と何らかの関連があるかのような形で開始しているが、籠城に関する考察は、なぜここで必要なのだろうか。君主が権力獲得時に自己の武力を有していない場合には、ボルジアのように自前の軍隊を至急形成せよという助言を提供すれば、十分であろう。事実、彼は、自前の軍隊を備えていない君主には、すでにその必要性を力説してきたし、後の諸章でもこれを訴えることになる。タイトルの示している「力」が君主の軍事を意味すると仮定すれば、その力を推し量るというタイトルは、軍事を正面から論じた第二章冒頭にも置かれるほうが適切であろう。自前の軍隊をつねに欠いている場合がここで扱われる理由については、本論第四節で検討しよう。

(二) 国家の類型化

このように『君主論』第八章から第一章までの四つの章では君主は、明確な単一の包括的基準から類型化されている

わけではない。とはいえ、マキアヴェッリがたんに自らの思いつくままに議論を展開したという解釈も説得的ではないだろう。²⁶⁾ たしかに彼には著作の細部まで十分に校正する時間的余裕がなかったかもしれない。しかし、見過すべきではないのは、マキアヴェッリが第一〇章で従前の章の議論を振り返るとともに、今後の章の議論を予告していることであり、こうした言及は、同章で二度なされている。²⁶⁾ マキアヴェッリがこのように著作を俯瞰している事實は、彼がたんに無思慮に議論を開始したわけではないこと、あるいは、少なくとも叙述の不備をそのまま放置したわけではないことを示していると言えないだろうか。

第八章から第一章までの範囲には、権力獲得時のヴィルトゥの有無という観点とは別の共通の視点がうかがえる。ここでの共通のテーマは、様々な統治対象の性格であり、この分析は、複数の種類の国家を論じた第三章から第五章までの作業を再開したものである。また、第六章以降の範囲でも、君主国の性質を明確化する作業は、君主のヴィルトゥという基準からの考察と同時並行的に展開されていたと見えなくもない。少なくとも、この視点からの議論（第三章から第五章までは、支配権の獲得方法という分類基準に即した議論（第六章から第九章まで）と矛盾するわけではない。マキアヴェッ

リは様々な都市や地域を分類し、それぞれ適切な統治術を提供しようとしていると見ることができ。

統治対象の性格の分析という観点から具体的に各章の議論を見てみよう。『君主論』第八章と第九章は、本国に他の共和国を併合する場合を扱った第五章とは異なり、共和国内部で支配権を獲得した場合である。第一〇章での考察内容は、君主国の「力をどのように推し量るべきか」というよりも、すでに見たように、君主が他者に防衛をつねに依存せざるをえない場合の対処法である（この点で第一〇章の内容は、タイトルと内容が乖離しているという印象を読者に与えるだろう）。第一〇章の内実は、自前の軍隊を容易には構築しえない政治状況、あるいは、籠城に適した政治状況が考察されると言えないだろうか。とすれば、第一〇章の考察は、特殊な統治対象を浮き彫りにしていることになろう。なお、教会国家を扱った第一章も、特殊な統治対象の一つだと理解できる。こうして様々な統治対象を明確化するという目的から、これら四つの章が構成されていると考えられる。

四 『君主論』第一〇章の意味

(一) 理論的動機に基づく第一〇章

しかし、このように『君主論』第一〇章と他の諸章との一定の共通性をうかがえるとしても、同章の異質さは、やはり際立っていると言わざるをえない。マキアヴェツリが統治対象の性格を右のように分析したにせよ、それら一連の類型化は、先述のように、単一の分類基準に基づいているわけではないからである。その章を設けた理由については別の観点から二つの可能性を指摘しておこう。一つは、第一〇章が第九章（ないしその他の章）の補足的な考察を展開している可能性である。もう一つは、理論的営為とはいささか異なる現実的な事情ゆえにその章を導入した可能性である。ただし、この二つは、両立不可能というわけではない。

第一の可能性は、マキアヴェツリの理論的な動機を重視することになる。『君主論』は、『リウウィウス論』と比較する限り、実践的性格が濃厚であるが、その理論的性格を軽視すべきではない。第六章と第七章は、一対の対照的な君主類型を扱っており、その意味で第六章の君主類型は、仮に実践の意味は弱いにせよ、第七章の君主類型を導き出す役割がある。第八章と第九章もまた、一対の対照的な君主類型を扱ってお

り、第八章の君主類型は、第九章の君主類型を浮き彫りする理論的役割がある。第一〇章には、類型上こうした対の組み合わせとなる別の章がない。とはいえ、同章の君主類型は、軍事力を具備する君主類型と対照的と言える。「すべての君主国の力をどのように推し量るべきか」というタイトルにおける「力」とは、ここでは狭義の軍事力、すなわち、都市の防衛力を意味しうる。この意味では、「すべての君主国の力」を推し量るといふマキアヴェツリの試みが遂行されていると言える。

『君主論』第一〇章の一部が第九章の具体的議論と一定の関連を有することも無視できない。マキアヴェツリは第九章末尾で、君主が市民たちと信頼関係を構築するよう、常日頃から努力しなければならぬと主張していた。彼によれば、こうした良好な関係が構築されていなければ、君主が緊急時に多くの人間から支援を当てることはできない²⁷⁾。逆に君主は、絶対的体制を目指す場合、こうした信頼関係を構築しないことにならう。第一〇章末尾には、君臣間の結束力の維持ないし形成に関する議論がある。実際、同章でマキアヴェツリは、君主が「臣下をすでに述べたように、また、今後述べるように扱うならば、攻撃を与える側は、つねに慎重にならざるをえない²⁸⁾」と論じており、この「すでに述べた」箇所が

第九章を指すとも考えられる。彼は『リウイウス論』でしばしば、ある議論を展開した後、それに関連する別の議論を考察するために改めて新しい章を設けている⁽²⁹⁾。同様に『君主論』第一〇章も、君臣関係をめぐる第九章の議論との関連からそれに付随的な考察を改めて展開したと見えなくはない(ただし、彼が『君主論』第五章で議論の実践的有用性を自負している点から判断すれば、読者の具体的状況と完全に無縁の議論をたんに抽象的な知的営為のためにのみ導入したと即断すべきではないだろう⁽³⁰⁾)。

(二) 実践的動機に基づく第一〇章

考察に値するもう一つの可能性は、籠城に関する対策を考察すべき実践的理由がマキアヴェツリにあったというものである。すでに本論第一節で示したように、彼は『君主論』で、分類それ自体を目的としているというよりも、具体的な政治状況を想定しながら分類を展開している。軍事力の迅速な形成を力説してきたマキアヴェツリが、軍事力に関する自らの主張の例外とならざるをえないにもかかわらず、第一〇章で他者の防衛につねに依存する場合を論じたのは、そうした現実的な事情が読者に生じていたためではないか。すなわち、メデイチ家は、まさにこうした考察を要する政治状況に直面

していたのではないか。

この観点から着目しておくべきは、『君主論』第一章である。教会君主国に関する議論は、君主の分類という理論的観点よりもこの実践的観点から容易に説明可能であろう。マキアヴェツリは一五二三年の三月と四月に友人宛書簡で、教皇レオ一〇世に自らを推薦してもらいたいという意思を表明している⁽³¹⁾。先述のように、第一章の議論によれば、教会君主国での権力維持は、容易であり、そこでの主要なテーマは、教皇の権力維持の方策ではない。それはむしろ、教皇の世俗支配の拡大であり、この意味で同章の議論は、実践的な色彩が濃い。教皇の野心は、新しい教皇領の獲得と不可分であり、この点で同章の議論は、ジュリアーノと小ロレンツォのいずれを名宛人とした場合にも現実政治と深い関連がある。同章は、議論展開上は唐突な印象を与えるとしても、実践的な意味ではけっして不自然ではない。

では、つねに他者の軍事的支援を必要とし、軍隊を独力で備えられないゆえに籠城以外の手段が見出せない政治の対象とは、具体的にどこだろうか。『君主論』第一〇章の議論は、第九章や第一章の場合とは異なり、その場所を特定させる手がかりをわれわれにほとんど与えていないため、その確定作業は、けっして容易ではない。とはいえ、小ロレンツォや

メデイチ教皇などの同時代人は、その具体的対象を容易に想起しえたかもしれない。彼らの立場を考慮すれば、アペニン以北の都市を含めた都市が検討されてよいだろう。この見地から可能性のある都市国家は、ウルビーノであろう。その山岳都市は、パルマ、モデナ、レッジヨ、ピアチェンツァのような平野部の都市とは立地条件が異なる。『君主論』がウルビーノ獲得（一五一六年五月から六月頃）より以前に執筆されていたとしても、例えば、一五一五年の後半にマキアヴェツリがメデイチ家のこの野心を知りえた可能性はある。

しかしながら、この仮説には大きな問題がある。すでに示したように、『君主論』第一〇章は、安定的な君主国を記述している。他方、小ロレンツォはすでにウルビーノの獲得以前に、もしウルビーノを獲得したとしてもそこを維持するのは困難であろうと判断しており、その理由の一つは、住民が旧来の君主への愛着を抱いている点に求められている。マキアヴェツリがウルビーノに関するこの見解を共有していたという具体的根拠はないが、メデイチ家のウルビーノに対する認識は、新君主国には困難が伴うという『君主論』の認識と合致する。マキアヴェツリのこの認識からすれば、第一〇章の考察は、支配がかなり長期に及んだという仮定でない限り、ウルビーノの状況に符合しているとは言えない。

第一〇章で念頭に置かれていた政治的対象の確定は、もしマキアヴェツリがメデイチ家の統治対象をたんなる将来的な可能性を含めた形で扱おうとしていたと解釈する場合には、さらに困難であろう。小ロレンツォや教皇レオ一〇世は、特にアペニン以北の複数の諸都市を獲得しようと企図しており、彼らにとって、獲得した国家が安定的に維持できるならば、その国家の数が増えるに越したことはないだろう。フェラーラやミラノのような重要都市もまた、比較的獲得しやすい小規模な都市と同様に、教皇が切望した国家である。これらのうちには、籠城という防衛手段を取るかかないと判断された国家があったのかもしれない。

(三) フイレンツェ共和国の可能性

この可能性は完全には排除しえないが、『君主論』第一〇章がフイレンツェを考察の対象としているという仮説を再び考察してみよう。実際、いくつかの解釈は、同章がフイレンツェを想定している⁽³³⁾と見ている。ただし、これらの解釈は、ほとんどテクスト上の根拠を示していない。にもかかわらず、第一〇章がフイレンツェ論たる第九章の次に位置している事実から判断すれば、その解釈は、きわめて興味深い。第一〇章が第九章と議論内容上の関連があることはすでに指摘した。

以後ではさらに、次の三点を示しておこう。

第一に、第一〇章には「市民」という言葉が（一度限りではあるが）登場する。「賢明な君主は、終始、包囲中の市民たち(citadini)の気持ちを掌握しておくことは困難ではない」⁽³⁴⁾。たしかに第一〇章の議論には、被治者を指示する言葉として「臣民(sudditi)」「人々(omni)」「民衆(populo)」なども用いられている。とはいえ、市民という言葉は、国家分類論に限定すれば、共和国を扱った第五章、第八章、第九章でのみ登場する。マキアヴェッリは、『リウイウス論』で共和国を詳細に論じ、ここでは市民という言葉がきわめて頻繁に使用されている。とすれば、『君主論』第一〇章でもそれがフィレンツェ共和国を読者に印象づける可能性がある。また、籠城に関する同章の議論は、マキアヴェッリ没後に生じたフィレンツェ包囲を想起させよう（ただし、後世の政治的出来事から同章を読み込むのは、いささか危険であろう）。

第二に、『君主論』第一〇章で祖国フィレンツェの政治を考察したとすれば、マキアヴェッリは、生涯にわたって自前の軍隊の形成を説き続けたにもかかわらず、同所でそれを説いていないのは不自然ではないかという疑念があろう。彼は、『リウイウス論』から明白なように、支配権拡大型の古代ローマを模倣すべき共和国とし、その政策は、市民軍（民兵軍）

という自前の軍事制度に立脚している。⁽³⁵⁾とすれば、彼が『君主論』第一〇章で防衛に徹する場合を祖国のために考察しているという解釈にはやや無理がある。とはいえ、書記官時代のマキアヴェッリが差し当たり市民よりもコンタードの農民をフィレンツェ軍の中核に据えねばならなかったように、彼が防衛に力点を置いた議論を、当面的措置として小ロレンツォに提供しようと試みたとすれば、その議論は現実的配慮に基づくものである。もつとも、このように解釈する場合でも、「つねに」他者の防衛に依存する国家という表現にはいささか違和感が残るだろう。

第三に、マキアヴェッリが『君主論』第一〇章の議論でフィレンツェを想定していたとすれば、なぜ彼は、その都市を本格的に論じていた第九章で扱わなかったのだろうか。すなわち、彼は『君主論』で、原則的には章ごとに国家類型を構成してきたため、第一〇章も、第九章とは異なる国家類型を提示し、ゆえにフィレンツェとは異なる政治状況を導き出すものとして、という印象を読者に与えかねない。もちろん、第六章や第八章のように、別の類型を対比的に導出するための理論的な役割を果たしている章があり、そうした場合には彼は、必ずしも具体的に特定の政治対象を想定しているわけではない。しかし、すでに論じたように、第一〇章には、対と

なる章がないため、その対照的な類型の君主に実践的な助言を提供しようと思図しているとは考えられない（そうした類型があるとすれば、その君主は、すでに第六章で提示された新君主、すなわち、十分な軍事力を備えた君主であろう）。

だが、本論第三節で示したように、マキアヴェッリが支配者の性質と国家の性質という二重の基準で分類を推し進めてきたことには留意すべきであろう。彼は、フィレンツェの支配者の状況を議論の俎上に載せるため、『君主論』第八章と第九章で一对の君主類型を提示した。彼は、このように権力獲得の様態という見地から分類をいったん終えた後、第一〇章で国家の性質という見地からフィレンツェの政治状況を導出しているのではなからうか。そこでの新しい分類基準とは、支配者の権力獲得時の武力の有無ではなく、外国勢力に立ち向かう軍事力の有無という基準であり、そこから導き出された類型は、君主の権力維持が比較的容易であるものの、対外的軍事力が欠如しているゆえに自国の防衛を第三者に依存せざるをえない場合である。君主のヴィルトゥというよりも、国家のヴィルトゥに着目するこの視点は、君主と国家の軍事力が同一視されがちな君主国一般とは異なり、共和国の性質の濃いフィレンツェを明確化しているのではなからうか。

これらの見方からすれば、『君主論』第一〇章がフィレン

ツェを想定した議論である可能性は高い。とはいえ、この解釈は、仮説の域を出ておらず、その命題が立証されたとは言いがたい。しかし、「問題は何か」が判明した状態は、「問題が何か」ですら判明しない状態よりは望ましいだろう。この問題の解明は、国家分類論の部分の構造、ひいては『君主論』全体を理解するために有益であろう。それは、マキアヴェッリがその作品で読者にどのような認識を与え、全体としてどのような実践的メッセージを発しようとしていたかを解明することでもある。

注

(1) Quentin Skinner, *Machiavelli: A Very Short Introduction* (Oxford: Oxford University Press 1981), pp. 23-28. 塚田富治訳『マキアヴェッリ——自由の哲学者』（未來社、一九九一年）、四四—五〇頁。

(2) J. G. A. Pocock, *The Machiavellian Moment: Florentine Political Thought and the Atlantic Republican Tradition* (Princeton: Princeton University Press, 1975), p. 160. 田中秀夫・奥田敬・森岡邦泰訳『マキアヴェッリアン・モーメント』（名古屋大学出版会、二〇〇八年）、一四四—一四五頁。

(3) Francesco De Sanctis, *Storia della letteratura* (Milano: Bietti, 1963), p. 508. 池田廉・在里寛司訳『イ

タリア文学史(ルネサンス篇)](現代思潮社、一九七三年)、三二〇頁。

(4) 鹿子生浩輝『征服と自由——マキアヴェッリの政治思想とルネサンス・フイレンツェ』(風行社、二〇一三年)、第二章。

(5) しかし、新君主国 (*principato nuovo*) には困難が伴う。……その変革は、新君主国すべてにある当然の困難から生じる。この国家では、人々は、より良くなるものとして自ら支配者 (*signore*) を変えようとする。この信念は、彼らに支配者に対し武器を取らせるのである。……こうした事態のもう一つの原因は、本来的で当然の必要性から生じている。すなわち、新君主になる人物はつねに、兵士の武力や、征服地で行われる無数の加害行為によって、その人々を傷つけざるをえないのである。このため、あなたはその君主国を征服する上で傷つけた人々すべてを敵に回すのである。』Niccolò Machiavelli, *Il Principe*, a cura di Giorgio Inglese (Torino: Einaudi, 1995), 3, pp. 10-11. 池田廉訳『君主論』【マキアヴェッリ全集・1】(筑摩書房、一九九八年)、七一―八頁。

(6) Lettera, Niccolò Machiavelli a Francesco Vettori, 10 dicembre 1513, in *Opere di Niccolò Machiavelli*, vol. III (Torino: UTET, 1984), pp. 423-428. 松本典昭・和栗珠里訳「書簡」【マキアヴェッリ全集・六】(筑摩書房、二〇〇〇年)、一四二―一四六頁。

(7) Lettera, Niccolò Machiavelli a Francesco Vettori, 31

gennaio 1515, pp. 488-491. 邦訳、二八三―二八六頁。

(8) Cecil H. Clough, *Machiavelli Researches* (Napoli: Istituto Universitario Orientale, 1967), ch. 2.

(9) とはいえ、『君主論』の完成時期は、一五一六年三月以後であるとは断言できず、シュリアーノの生存中である可能性は、完全には排除しえない。執筆時期に関する先行研究とそれに関する考察は、鹿子生、前掲書、一五八―一七一頁を参照。

(10) Francesco Vettori, *Vita di Lorenzo de' Medici duca d'Urbino*, in *Scritti storici e politici* (Bari: Gius. Laterza & Figli, 1972), pp. 259-272, at pp. 263-264. Ludwig Pastor, *The History of the Popes, from the Close of the Middle Ages: Drawn from the Secret Archives of the Vatican and Other Original Sources* (London: Routledge & Kegan Paul, 1950), VII, p. 148.

(11) Francesco Guicciardini, *Del modo di assicurare lo stato alla casa de' Medici*, in *Discorsi e Discorsi del Raggimento di Firenze* (Bari: Gius. Laterza & Figli, 1932), pp. 268-269. Lodovico Alamanni, *Discorso di Lodovico Alamanni sopra il fermare lo stato di Firenze nella devozione de' Medici*, in Rudolf von Albertini, *Firenze dalla repubblica al principato. Storia e costanza politica* (Torino: Einaudi, 1955), p. 376.

(12) H. C. Butters, *Governors and Government in Early Sixteenth-Century Florence, 1502-1519* (Oxford: Clar-

- endon Press, 1985), p. 236.
- (13) Ibid., p. 240.
- (14) Machiavelli, *Discorsi sopra la prima deca di Tito Livio* (Milano: Rizzoli, 1984), I, 25, p. 120. 永井三明訳『デイスコルシ』『マキアヴェッリ全集・II』(筑摩書房、一九九九年)、七九—八〇頁。
- (15) Giovanni Silvano, 'Vivere civile' e 'governo misto' a Firenze nel prima cinquecento (Bologna: Patron Editore, 1985), pp. 24-25, 43. Vettori, *Sommario della Storia d'Italia (1512-1527)*, in *Scritti storici e politici*, pp. 133-246, at p. 153. Id., *Vita di Lorenzo*, p. 263.
- (16) Machiavelli, *Il Principe*, 10, p. 69. 邦訳、三七頁。
- (17) Ibid., 10, p. 72. 邦訳、三八頁。
- (18) 『君主論』を邦訳した河島英昭は、第一〇章の脚注部分で、その章が挿入された部分だと論じている。その根拠は、判然としないが、マキアヴェッリが第一章の時点ですでに第一一章までを構想し、また、第一一章冒頭で「いまや私たちに残されたのは聖職者による君主政体について論ずることだけとなった」と論じている点に求められているように見える。『君主論』河島英昭訳(岩波文庫、一九九八年)、注(二)、『二六四—二六六頁。しかし、本論で指摘したように、第一章の国家分類論の見取り図では、第七章までの範囲しか予示されていない。
- (19) Federico Chabod, *Scritti su Machiavelli* (Torino: Einaudi, 1964), pp. 137-193.
- (20) Hans Baron, 'The *Principe* and the Puzzle of the Date of Chapter 26', in *Journal of Medieval and Renaissance Studies*, 21 (1991), pp. 83-102. Felix Gilbert, *Machiavelli e il suo tempo* (Bologna: Il Mulino, 1964), p. 340. Cf. Robert Black, 'Note on the Date and Genesis of Machiavelli's *De principatibus*', in *Europa e Italia* (Firenze: Firenze University Press, 2011), pp. 29-41.
- (21) Giorgio Inglese, *Per Machiavelli: L'arte dello stato. La cognizione delle storie* (Roma: Carocci, 2006), p. 230.
- (22) 『君主論』第六章から第八章に至る議論、特にヴィルトゥの用法の変化などの議論の曲折については、すでに指摘しておいた。鹿子生、前掲書、二五—二六四頁。
- (23) Machiavelli, *Il Principe*, 11, p. 73. 邦訳、三八頁。
- (24) 河島は、L・ルッソとG・リジオの見解を簡単に提示しつつ、『君主論』第一〇章の意味を考察している。その論旨もまた、必ずしも明快というわけではないが、少なくとも結論部分では、同章が第一章から第一一章までの部分と第二章から第四章までの部分を「接続させる役割を果たした」と述べられている。この解釈によれば、その「接続」の役割とは、第一に、『君主論』第二章以降の軍事論を予示していること、第二に、『君主論』第九章の市民的君主の「内実に踏み込み」、フィレンツェ共和国の「自立・防衛という最重要課題を、明るみへ引き出した」ことである。河島、前掲書、二六六頁。しかし、これは、

二つの部分の接続であろうか。マキアヴェッリが第一章から軍事論を開始したとすれば、軍事論を主題としていない第一章（教会君主国論）は、その作業をいったん中断させたことにならう。

(25) 次の論文は、マキアヴェッリが『君主論』第一章で国家分類論を開始した際、その後の展開については明確な計画がなかったと推測している。Enzo Noè Girardi, 'Unità, Genesi e Struttura del 《Principe》' in *Letteratura come bellezza. Studi sulla letteratura italiana del Rinascimento* (Roma: Bulzoni, 1991), pp. 161-189, at 171.

(26) 「第一の場合〔独力で防衛が可能である場合〕は、すでに論じたし、今後も必要に応じて述べることにしよう。』Machiavelli, *Il Principe*, 10, p. 70. 邦訳、三七頁。おそらくこの「すでに論じた」箇所とは、第六章（あるいは、それ以外のいくつかの議論）であり、他方、「今後」述べる箇所とは、第二章から第四章までの範囲であろう。なお、その直後の議論によれば、君主が「臣下をすでに述べたように、また、今後述べるように扱うならば、攻撃を与える側は、つねに慎重にならざるをえない」。おそらく前者は、第九章であり、後者は、第五章から第二章までを指していると考えられる。

(27) *Ibid.*, 9, pp. 68-69. 邦訳、三六頁。

(28) 本論の注二六を参照。

(29) Machiavelli, *Discorsi*, III, 3-4, pp. 467-469. 邦訳、二九二-二九四頁。

(30) *Id.*, *Il Principe*, 15, pp. 102-103. 邦訳、五一頁。

(31) Lettera, Niccolò Machiavelli a Francesco Vettori, 9 aprile 1513, pp. 367-368. 邦訳、二〇五-二〇六頁。Niccolò Machiavelli a Francesco Vettori, 16 aprile 1513, pp. 370-372. 邦訳、二〇七-二〇九頁。

(32) Vettori, *Sommario*, pp. 174, 176.

(33) Gabriele Pedullà, *Il Principe*, introduzione e commento di Gabriele Pedullà (Roma: Donzelli, 2013), p. 121, n. 2. 阿島、前掲書「第一〇章」注(二)「二六六頁」注(二七)「二六九-二七〇頁」。

(34) Machiavelli, *Il Principe*, 9, p. 72. 邦訳、三六頁。

(35) *Id.*, *Discorsi*, esp. I, 6, II, 20. 邦訳、二六一-二二一、二三八-二四〇頁。